

「国立市再犯防止推進計画（素案）」の概要

計画の概要・策定経過

- 再犯の防止等の推進に関する法律及び国の再犯防止推進計画に基づき、罪を犯してしまった方が再度犯罪に手を染めないよう、行政を始め、社会福祉協議会、福祉関係者等が連携し、福祉のサービスを必要とする方を、適切に支援につないでいく体制を整えるための計画。市の現状や課題、実施する施策等を明記。
- 庁内全体で本計画の具体的な内容を協議するため、各部の課長職で構成される国立市再犯防止推進庁内連絡会（全３回開催）を設置し、各関係機関による研修や視察を実施しながら、再犯防止推進計画を策定する意義、国立市における今後の方向性等について検討を行った。

第１章 計画の概要（P.1～17）

1-1 計画策定の趣旨

本計画は、罪を犯してしまった方も含めた地域に暮らす全ての方が、基本的人権を享有する個人として尊重され、私たち一人ひとりがかけがえのない存在であることを認め合い、地域社会の中で孤立することなく暮らしていくことを目指す計画。罪を犯した方が地域に居場所を見つけ地域であたりまえに生活できるよう、それぞれが抱える課題に応じた「息の長い支援」を計画的に実施する。

1-2 計画策定の背景

日本の刑法犯の認知件数は、2003（平成15）年以降減少を続け、2021（令和3）年には戦後最小となる一方、刑法犯により検挙された再犯者数は減少傾向にあるものの、それを上回るペースで初犯者数も減少し続けているため、検挙人員に占める再犯者の人員の比率（再犯者率）は上昇傾向にあり、2022（令和4）年には47.9%と刑法犯検挙者の約半数は再犯者という状況にあり、犯罪を繰り返させないための取組が自治体としても重要となってきた。特に、仮釈放者よりも、適切な帰住先がなく満期釈放になった者の再犯率が高いことから、就労や住居、適切な福祉サービスの支援を受けられる体制を構築することが必要となっている。

1-3 計画の位置付け

再犯の防止等の推進に関する法律第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画。

1-4 計画の期間

2025（令和7）年度から2028（令和10）年度までの4か年

1-5 持続可能な開発目標（SDGs）

重点的な施策とSDGsのゴールとの関係性を踏まえ、施策を展開。

第2章 計画の基本的な考え方（P.18）

2-1 計画の理念

関連する計画である国立市第三次地域福祉計画の基本理念を基に、基本理念を以下のように設定。

《だれもがあたりまえに暮らせるまちをつくる》

2-2 施策の方針

- ①安全・安心なまちづくりの推進
- ②就労・住居の確保支援の充実
- ③保健医療・福祉サービス利用の促進
- ④学校等と連携した非行防止
- ⑤孤独・孤立の解消
- ⑥社会的包摂の推進のための広報・啓発活動
- ⑦再犯防止のための連携体制の推進

第3章 施策の展開（P.19～37）

3-1 安全・安心なまちづくりの推進

- （1）防犯意識向上の促進
- （2）防犯体制づくりの促進
- （3）消費者の相談機会の拡大と相談体制の充実

3-2 就労・住居の確保支援の充実

- （1）就労の支援
- （2）住居確保の支援

3-3 保健医療・福祉サービス利用の促進

- （1）総合的な相談体制の充実
- （2）生活困窮者への支援
- （3）薬物乱用防止や薬物依存を有する人等への支援

3-4 学校等と連携した非行防止

- （1）犯罪・非行防止等のための相談支援や指導
- （2）就学・学習支援の推進
- （3）青少年の健全育成のための取組

3-5 孤独・孤立の解消

- （1）多様な資源を活用した居場所づくりの推進

3-6 社会的包摂の推進のための広報・啓発活動

- (1) 社会を明るくする運動
- (2) 人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり

3-7 再犯防止のための連携体制の推進

- (1) 民間協力者の活動促進
- (2) 関係機関との連携の推進
- (3) 庁内職員への研修

第4章 計画の推進体制 (P.38)

4-1 計画の周知・啓発

4-2 計画の進捗管理

4-3 地域・関係団体・関係機関等との連携

その他

- ・各関係機関コラム
- ・国立市“社会を明るくする運動”児童・生徒のアイデア・意見募集 最優秀賞作品一覧
- ・再犯防止の推進に関する保護司アンケート集計結果
- ・その他資料

スケジュール

令和6年11月	福祉保険委員会に計画（素案）を報告
12月	パブリックコメントを実施
令和7年3月	福祉保険委員会に計画（案）を報告
同月	計画決定